

エス・デ・スカスキ『中欧および東欧における、 いわゆる「再版農奴制」の基本的諸問題』

С. Д. Скэзкин. Основные проблемы так называемого «Второго издания крепостничества» в Средней и Восточной Европе. «Вопросы истории» 1958 No. 2

大 藪 輝 雄

一、は し が き

ヨーロッパにおける農業制度は、エルベ河を境として、その西部と東部とでは歴史的に著しい相違を示している。すなわち、中世後期における西部のグランドヘルシャフトと東部のグーツヘルシャフトの対立がそれであり、このことが西ヨーロッパと東ヨーロッパのその後の歴史的発展に決定的な影響を及ぼしたことは周知のことである。

さて、西ヨーロッパにおける農業制度の発展についてはしばらくおき、グーツヘルシャフトからエンケル経営

エス・デ・スカスキ『中欧および東欧における、いわゆる「再版農奴制」の基本的諸問題』 二二五（二二五）

へと発展した、農業における資本主義発展のいわゆる「プロシヤ型」の道は、後進国における農業資本主義化の一典型であると共に、またエルベ以東の広大な地域における農業制度の基本的特質をなしている。そのため、この問題は古くから多数の研究者の注目するところであったが、戦後この地域に成立した人民民主主義諸国においても、勤労大衆の歴史を発掘するという新しい立場から研究者の活潑な論議の対象となつて⁽¹⁾いる。

こうした時期にあつて、さきごろソ同盟で行われた「封建社会の基本法則」⁽²⁾に関する論争において、指導的役割を演じたソ同盟科学院準会員エス・デ・スカスキンが、この論争においても一つの重要な論点をなしていた「再版農奴制」の問題について理論的に把握しようとして試みた本論文は、東欧諸国、なかななくソ同盟における研究水準とその方向を知る上において注目すべきものである。以下その内容を逐次紹介していこう。

(1) 東独におけるこの問題をめぐつての論争については、望月清司「『再版農奴制』をめぐる諸問題」(専修大学論集一八号) 参照。なお、この論争の発端となつたニヒトヴァイスの所説とその批判については拙稿紹介「J・ニヒトヴァイス『メクレ

ンブルグにおける農民追放」(立命館経済学第五卷第二号) 参照。

(2) その主要論文は、山岡亮一・木原正雄編「封建社会の基本法則」に訳出されている。

二、「再版農奴制」の本質

周知のごとく、「再版農奴制」(zweite Leibeigenschaft, второе издание крепостничества) というのはエンゲルスの言葉である。⁽¹⁾かれはこの言葉によって、中部ヨーロッパおよび東ヨーロッパにおける中世後期、とくに一六世紀中期以来の農奴制の強化を規定した。

じゆうらい、この「再版農奴制」をめぐる行われた論争は、二つの中心的な問題をもっていた。第一はこの制度の本質の問題であり、これと関連してこの制度が封建的構成体の発展または解体においていかなる位置を占めるかという問題である。云いかえれば、この経済的・法律的制度は資本主義的構成体発生への過渡段階であるのか、封建的搾取の最も粗野な形態、すなわち賦役への復帰がこの新しい経済制度の最大の特徴であるために、それは封建的反動の特殊の形態であるのかということである。第二の問題は東エルベドイツ以東の中部ヨーロッパおよび東ヨーロッパにおける一六世紀以来のこの新しい経営形態の発生原因の解明、すなわち「再版農奴制」の発生の問題である。

スカスキンはまず西ヨーロッパ（フランス、イタリア、産業革命までのイギリス、西ドイツ）と東ヨーロッパ（東エルベドイツ、チェコ、ハンガリヤ、ポーランド、ロシア）の農業制度を、G・ベロウ（G. Below）の定義に従って、西ヨーロッパのグルンドヘルシャフト（Grundherrschaft）と東ヨーロッパのグーツヘルシャフト（Gutsherrschaft）の相違として示し、簡潔にその各々の経済的・法律的な特徴づけをあたえている。ついでかれは「再版農奴制」の本質を解明する前提として、西ヨーロッパと東ヨーロッパの農業制度の発生・発展の過程を、領主⇌農民の法律的諸関係の面と、それを基礎づける農業生産の構造の面にわたって歴史的に追求する。簡単に要約すればつぎの如くである。

西ヨーロッパのグルンドヘルシャフトは原始共同体的構成体の解体にもとづいて形成され、資本主義的諸関係によるその革命的交代にいたるまで存続したのであるが、その発展は生産諸力の内的発展とそれに照応する生産諸関係の変化によって惹き起された。この制度には、中世初期の賦役経営にもとづく農奴制の時代と、直営耕地

解体後の「純粋荘園」にもとづく隷農制の時代が含まれる。しかし、中世後期とくに一六世紀以後においては、西ヨーロッパの内部でもイギリスとフランスではことなつた発展過程をたどっている。すなわち、イギリスでは一六世紀以来、いわゆる資本の本源の蓄積過程が進行し、階級としての農民の急速な消滅の上に、近代的土地所有者、借地農業資本家、農業賃労働者の三階級にもとづく資本主義的農業生産関係が漸次形成されてゆくのにたいして、フランスでは、農民階級はフランス革命まで維持されたのみならず、革命によってかれらは封建的負担を除去せられ、国有財産の売却によって強化されさえた。しかし、こうした相違にもかかわらず、一六世紀までの発展は、イギリスとフランスとをまったく型にするよりも、同じ型の変形と見なすことを適當としている。こうして西ヨーロッパにおける経済的高揚、手工業と商業の発展は農民経営の解放と独立化の原因であり、農民階級の解放過程は、イギリスでは不自由な隷農からコピーホルダーへ、フランスでは農奴から隷農へ、隷農から慣習による保有者へと進んでいった。

これにたいして、一二世紀の植民以来西部と同様のグランドヘルシャフトが形成されていた東部では、一六世紀以後西ヨーロッパに資本主義が發展しはじめると、この西ヨーロッパ市場への穀物輸出を目標として領主による自己経営が發展した。そしてこの直営耕地に労働力を確保する必要から苛酷な農奴制が出現するにいたる。こうした發展の結果、農民は植民時代の、慣習による保有借地者から地主の土地と人格に隷属した農奴に変えられ、時としては土地なしにも売られる奴隷に近い人間に転化せられた。

西ヨーロッパと東ヨーロッパの農業制度發展のこのような理解を前提として、スカスキンは「再版農奴制」の本質についてつぎのような意見を述べている。

エンゲルスの「再版農奴制」という言葉はまったく新しい現象にかかわるものではなく、また二度目の農奴化に関するものでもなくて、まさに再版に関するものである。その初版は、西部において商品―貨幣諸関係の発展の結果いくらか衰退し、資本主義的諸関係の発展と共に消滅した中世初期の農奴の状態である。東部では反対に、「資本主義時代は、農村では農業大生産の時期としてその到来を告げた。」(エンゲルス「マルク」)

スカスキンはエンゲルスのこの言葉の解釈について、ニヒトヴァイス(J. Nichteiss)やペク(H. K. Hax)の意見を批判したポーランドの歴史家ツィエンタラ(B. Ziencara)に賛成している。すなわち、ニヒトヴァイス等の解釈では、ここでエンゲルスは「再版農奴制」とそれをもたらした「農民追放」について述べながら、東エルベの農場の資本主義的特色を強調したかのごとくであり、また東ヨーロッパにおける本源的蓄積過程がとった形態を述べたかのごとくである。しかし、「農民追放」と一六世紀イギリスの「囲い込み」との外観上の類似によって、両者がどのような目的のために行われたかということ、ならびに、イギリスと東エルベの農民の土地収奪がどのような結果をもたらしたかということを隠蔽すべきではない。どちらにおいても、収奪過程は新しい経営形態への移行と結びついていた。しかしイギリスでは、この移行は最も非民主的な形態で行われ、階級としての農民の消滅と結びついていたとはいえず、それは領主関係の解消、共同体の決定的破壊、封建的生産様式から資本主義的生産様式への移行と同時に行われたのに反し、東ヨーロッパでは、その本性上企業家的な大ユンケル経営への移行は、封建的生産様式の最も原始的な形態への、すなわち賦役への移行であった。東ヨーロッパの「農民追放」は、事実上または法律上領主がすでに土地のみでなく農民の人格の所有者となり、それゆえに農民に土地を分与したり、反対にかれらから土地を収奪したり、かれらを一地区から他の地区へ、賦役から貢租へ、

またはその逆に移して、ただ自分の経営計画だけに従うことが出来た場合に行われた。すでに賦役と農場経営の発展の時期に始まり、東部の地主にとってとくに順調な時期、たとえばメクレンブルグ、ポンメルン、ブランデンブルグでの破壊的な三〇年戦争や、東プロイセンの同じように荒廢的なポーランド＝スエーデン戦争の結果増加した東ヨーロッパにおけるこの農民の土地収奪は、農民解放を志向した一九世紀初頭の立法によっては阻止されなかった。それにもかかわらずこの収奪は、ユンケル経営の資本主義的変質（ヴェー・イー・レーニンの定式によれば、発展の「プロシヤ型の道」が始まった一八世紀末までは、少くともいわゆる本源的蓄積とは何の共通点も持たなかった。もちろんそれは、一九世紀、すなわちここにおける資本主義的大経営の最後の形成の時代に農民階級の完全な土地収奪を容易ならしめた。しかし最初には、「農民追放」は地主の土地の拡大、賦役農場の増加、すなわち、特殊の形態であるとしても結局は封建的生産様式の維持拡大を目的とした方法であった。

(1) この定義の典拠としては、一八八二年一月一五・一六・二二日付のエンゲルスのマルクス宛書簡 Marx·Engels·Levin·Stalin; Zur deutschen Geschichte Bd. I, SS. 612~615. マルクス＝エンゲルス全集第二十卷五七二～五七九頁参照。

三、「再版農奴制」の発生

こんどは第二の問題、すなわち「再版農奴制」の発生の問題に移ろう。この問題は一九世紀後半のドイツと戦後の人民民主主義諸国で研究され大きな論争を惹き起したが、現在においても決して完全に解決されたとは考えられないものである。

スカスキンは、この問題について述べられた従来の諸学説の批判的検討を通じて自説を展開している。かれは

まず、農民解放の問題の闘士 E・M・アルント (E. M. Arndt) の説をとりあげる。

アルントはその歴史的労作の中で、農奴制がまるでスラヴ人に特有であったかのように云う封建的法学者の説に反対した。アルントの功績は、新しい農奴制の出現の時代を明らかにしたこと（かれは一六世紀をその時代と考えた）と、この時代までは農民の状態はもっとよかったという事実を確認したことであった。かれは、「再版農奴制」の原因を領主の後進性の中に見出したが、まさにこの後進性の原因は説明できなかった。農民の運命の悪化を法律の変化の結果と考えるアルントにとっては、社会の経済生活の見地からする現象の説明はまったく無縁であった。この原因について、たとえばベーラウ (H. Böhm) は、「再版農奴制」の形成における決定的意義をローマ法の継受においている。かれは、農奴制が、領主にとっては発生した農場に労働力を確保するために必要であったということを最初に指摘した人の一人である。ローマ法は領主のこの渴望に最もよく合致した。しかし、ベーラウも農奴制の起源を深く説明しないで、一六世紀とくに農民戦争以後のドイツの一般的発展傾向は、農民には好ましくなかったことを指摘しただけであった。L・コルン (L. Korn) は新しい法律関係の諸要素は、ローマ法の影響に関係なく発展したことを指摘した。コルンは、西部では知られていない農民にたいする領主の巨大な権力の出現に注意を向け、西部とちがって東部では、三種類の隷属——人格的隷属、土地への隷属、裁判権への隷属——が一人の領主の手中に徐々に統一されたことを強調した最初の歴史家である。しかし、コルンも貴族階級の賦役への移行の原因を説明しなかった。

G・クナップ (G. F. Knapp) はその説明を試みた。かれの有名な公式《Der Ritter wirt Landwirt》「騎士は農業者になる」は、かれの見解の本質を明らかにしている。かれの意見では、備兵軍における火器の出現と共に

軍事力としての貴族の役割は終わったので、貴族階級は農業経営に従事することを余儀なくされた。農業経営は貴族の主要な職業とその収入の源泉となり、労働力獲得のためには農民にたいする庄迫が必要になった。かれの弟子達やその他の学者はこの説を受入れた。T・クナップ（T. Knapp）はこれを無条件に受入れ、W・ヴィティヒ（W. Wittich）は騎士の農業者への転化を賦役経営出現の主要な原因と認めながら、農場経営の発展のためには十分な販路が必要であることを附け加えた。そしてこの販路は西ヨーロッパ（イギリス、ニードラランド、スカンヂナビヤ）の穀物需要によって保証された。同様に、F・グロスマン（F. Grossmann）はその原因を騎士階級の軍事的意義の減少と、国家の掠奪騎士との闘争の中に見た。

クナップの「軍事」説の批判者達が、軍事技術の変化は全ヨーロッパに共通であり、それは決して以前の騎士階級から生活の途を奪う程急激でもなかったという事情を指摘したのは正しかった。貴族階級の代りに騎兵隊が出現し、傭兵軍における多数の将校の地位と宮廷の官位があらわれた。また僧院や都市貴族も賦役農場の「開拓者」であった。

さらにスカスキンはクナップの人種説を批判する。クナップはグルンドヘルシャフト制度とグーツヘルシャフト制度の普及した境界が、ドイツ人とスラヴ人の以前の定住地の境界と一致することに同時代人の注意を向けた。かれの意見によれば、スラヴ人から奪われた土地ではスラヴ人の農奴はドイツ人植民者よりも苛酷な状態にあった。クナップは、征服という事実がその原因であると考えるよりもむしろ、トルストイ風の「悪にたいする無抵抗」を特色とする「スラヴ人種の従順な性質」がその原因であると考えた。この説は、W・フォン・ブリュンネック（W. von Brünneck）によって発展せられ、ランプレヒト（K. Lamprecht）によって受け入れられた。も

ちろん領主が農民とちがった民族に属したところでは、階級的圧迫に民族的圧迫が加わったので農民の状態はより苛酷であった。しかしこの問題の種人的説明は極めて非科学的である。第一に、「再版農奴制」は単にスラヴ人の土地とスラヴ人から奪われた土地にとどまらず、領主と農民が同じ民族に属した地域にも普及した。第二に、スラヴ人から奪われた土地の大部分ではスラヴ農民は掠奪者と頑強な闘争を行い、ほとんど完全に根絶された。メクレンブルグ、ボンメルン（オーデル河左岸の）、およびホルンシュタインでは一六世紀初頭にはスラヴ人の住民はほとんど残っていないかった。さらに農民の大多数、出身がスラヴ人でありさえする農民の大多数はドイツ法の条件で定住した。完全なスラヴ村についても同様であった。最後に、中世においてスラヴ人の定住地の西界と認められたエルベ、ザールとボヘミアの森の線は、極めて大まかにしか「再版」の境界と認めることはできない。それから東に賦役農場制度のない土地を見出すことができるし、反対にそれから西にこうした制度のある地域を見出すことができる。他方では、決してスラヴ人によって植民されたのではないが、東ドイツの村落制度と極めて類似した村落制度を示す西ドイツの地域がわれわれに知られている（主として南東シュヴァーベンとバイエルン）。以上によって「再版農奴制」は、発生的には決してスラヴ的生活状態の特色ともスラヴ法とも結びついていないことが明らかになる。

ついでスカスキンは、「再版農奴制」の発生の説明において特に重要な地位を占めるペロウ（G. Below）の理論の批判にとりかかる。スカスキンは、まず「このドイツ経済史の大学者で大博識家の見解は、ブルジョア史学の極端な反動的立場への転換の明白な例である。かれの労作では史的唯物論との闘争が特別の地位を占めていゝる」と述べ、「再版」についてのペロウの見解の中にもこの傾向を追求する。ペロウは以上に述べたすべての考

えを斥け、「軍事」説を批判する。かれは、「スラヴ人起源」説が過程の最初の段階を説明するにすぎないことを認めるとはいえ、この説に著しく大きな意義をあたえている。同様に、かれは「再版農奴制」の発生にたいして農産物輸出が影響をあたえたという説を批判する。かれは、弱い国家権力の下で大・中の領主を代表する階級が優越していなかったならば、こうした変化は可能でなかったろうと主張する。だが、かれはこうした優越の原因を強力な権力が東部には「最初から」存在することに求め、それがすでに植民期までのスラヴの貴族階級に属していたかのようにいつている。しかしこうした説明が、賦役農場制度発展の真の原因を明らかにすることができないことを認めて、ペロウは自己の完全な無力を自認し、つぎのように述べている。「経済的条件はそれ以上の発展の可能性をあたえるだけであって、それを創り出しはしない。まさに賦役領地制度（グーツヘルシャフト）の発生の歴史は、われわれに歴史において必然性について述べるものが如何に許し難いかを教える。」と。C・J・フックス（C. J. Fuchs）も「再版」の発生の説明においてはペロウに近い。

「再版農奴制」の発生に関する困難な問題を解決するこれら一切の試みの特色は、たしかに従属的な原因を第一に押し出し、最も重要な原因なく経済的性質の原因の意義を過少評価することである。ついでスカスキンは、この経済的原因を指摘した理論の検討に移っている。M・ゼーリング（M. Sering）は、「再版」の発生を経済的に説明しようと試みた最初の学者の一人である。かれは、クナップの「軍事」説もシュモラー（G. Schmoller）の「経済精神」による説明をも斥けた。かれはすべての商品経済を資本主義経済と認め、賦役農場を資本主義的企業と同一視して、農場出現の原因を経済に求め、一六世紀の価格革命がその基本的原因であると考えた。よく知られているように、それはなによりもまず農産物とくに食糧生産物の価格騰貴に表現せられた。

まさにこの事情は貴族階級が多くの確実な収入を目指して農業経営に着手するのを促進した。ゼーリングのこの主張を同時代の若干のチェコの歴史家が受け入れた。ラッハファール (F. Raafah) はゼーリングの見解に同意したがさらに賦役農場の端初は価格革命よりも早い時代から始まることに注意を向けた。ラッハファールはブルジョア史家の中で、「再版農奴制」の発展にたいする西ヨーロッパ諸国への穀物輸出の意義を強調した最初の人であった。ニーダーランドや部分的にはイギリスその他の諸国での農産物需要の増加は、貴族階級が穀物販売からの農民の収入や、この穀物を外国へ転売することによる市民の収入を羨望をもって眺め始めた原因であった。ラッハファールの見解は一時歴史文献に拡がった。若干の条件付で、それはドイツのロイター (Ch. Reuter) とポーランドのルトコウスキー (J. Rutkowski) によって受け入れられた。しかし H・マイバウム (H. Maybaum) は輸出と価格革命に一定の役割を割当て、農場経営出現のための決定的意義を輸出に認めた。戦後、ドイツのニヒトヴァイス (J. Nichtweiss) とポーランドのマロヴィスト (M. Malowist) が、農場出現のための輸出の決定的な意義について確認した。

穀物輸出の影響にたいして、アカデミー会員 B・A・グレコフ (B. A. Grekov) は、ロシアにおけるこの制度の形成に及ぼす外国市場の弱い影響を示して反対した。かれの意見によればロシアでは特殊の条件の下で発展した国内市場が決定的な意義をもっていた。かれは、これをポーランドにも拡げることができると考えた。この見解はソビエトのポーランド研究者によって受け入れられ、はじめはポーランドの歴史家の間に拡まった。ツィエンタラはこの命題を前進させた。そして彼女が、賦役農場経営の発展はその経済の本質から国内市場の発展と矛盾するものであり、特殊の条件下で発展したロシアの例はエルベ以東のすべての国々にたいする証明とはな

りえないというのはまったく正しい。西ヨーロッパ諸国では商品＝貨幣諸関係の発展とくに一六世紀における資本主義時代の到来と共に、食糧生産物の需要という意味での国内市場は、同じ時代に完全に封建的生産様式の支配下にあった東ヨーロッパにおけるよりも強く発展した。しかしどこにも賦役農場制度の発展は見られない。これは当然である。資本主義的生産様式の発展は、必要条件として封建的構成体の直接生産者を農奴的隷属から解放することを予定するものである。それゆえ国内市場に基づく賦役農場経営の発展は、国内市場の初期の発展段階においてのみ、すなわち都市市場との結合を開始しつつある農民経営または地主経営の普通の剰余では満たすことができない程に都市が農産物需要を起し始める場合にのみ可能である。こうした場合には、直営耕地からの生産物販売に好ましい条件がつけられる。だが農村において農奴制を維持する条件の下での都市の需要は比較的制限されているので、地方市場関係への封建的大経営の巻込は僅かなものでしかありえない。それゆえ賦役農場経営の発生傾向も極めて弱く、とても個人的消費生産物の残余を販売する限度以上にはならないであろう。賦役農場制度のそれ以上の発展、すなわち一定地域を巻込んだ制度としての発展は、農奴制的労働制度の支配しているのとはちがった地域（すなわち、すでに都市と手工業の発展、または資本主義的企業でさえもの発展に有利な条件が形成されたところ、つまり自由契約の、または少くとも人格的に自由な労働制度が勝利したところ）の為にこの大農場経営が働く場合のみ可能である。一九世紀の北アメリカの南部諸州がこうした現象の古典的な例である。

つぎにスカスキンは、賦役農場制度が東ヨーロッパでは古い時代から知られていたことを主張するグロスマン、ペロウ、カロー（G. Caro）、グロデツキー（Tjorckni）、ローゼンブルグ（H. Rosenberg）、ヌッテル（H. Beeher）等の見解について、一六世紀以来の賦役農場制度の形成を促進したそれまでの歴史的事情、とくに中世初期の直

領地における直営耕地の存在に注意を向けねばならないとしながらも、「すべてこのことは副次的な意義を持つにすぎず、単独で賦役農場制度の出現という事実の説明を全体としてあたえるものではない。」と批判している。

それからかれは、ヨーロッパにおける資本主義時代の開始以来（一六世紀以来）の世界市場の発展と、資本主義的に発展しつつある西ヨーロッパに原料を供給する植民地的辺境への東ヨーロッパの転化が、賦役農場制度発生の基本的原因であるとする説を吟味する。なんらかの形でこの説は、資本主義的に発展した西ヨーロッパ市場へ向けての農産物輸出が、賦役農場制度の起源にとつて巨大な意義をもっていることを承認している。しかし、じつさい穀物輸出の発展は一五—一六世紀のエルベ以东の諸国における賦役農場制度発生の決定的な原因であろうか。大量の穀物輸出は、常に農民の労働を搾取する農場の出現に導くことができるであろうか。アカデミー会員、E・A・コスミンスキー（E. A. Kosminski）はイギリス農業史に関する研究の中で、市場と結びついた小農民経営が、農産物によつて国内市場の需要をかなりよく満たすことができるのであれば、外国市場向けの農産物の生産には領主の大経営の方がはるかによく適応していると述べている。一三世紀の封建経済にとつて正しいこの事情は、一六—一七世紀のエルベ以东の諸国にたいしてはとくに説得力をもつて確認される。この時代には、資本主義的に急速に発展している西ヨーロッパ諸国での穀物その他の農産物需要が、支配階級—領主のために安定的で有利な農産物輸出をもたらした。この場合、「再版農奴制」の諸国における都市の不十分な発展と、市民による農民から直接の穀物の買占との不十分な発展を考慮すれば、ここには、まさに外国市場のために生産する大地主経営の発展のはるかに明瞭な合法則性がある。しかしこのことは、主として農民経営をともなつた地方が

多少とも農産物輸出を知らないことを意味するものではない。ドイツの歴史家ロイターは、この時代ドイツにおいて、輸出向けの穀物を生産した農民経営が特別な意義をもった地方が存在したことに注意を向けた。すなわち、ラウエンブルグ公国、ニルダーザクセン、フリースランド等。しかしそのロイターは、この地方の農民が農場をつくろうとした貴族階級と激烈な闘争をして、輸出の可能性を得ようと努力したことを指摘している。

つまり、賦役農場経営の発生のためには、西ヨーロッパ諸国への穀物輸出は決定的に重要な意義をもっていたとはいえ、それを現実化するためには東ヨーロッパ内部の階級諸関係の一定の状態が必要なのである。スカスキンはその点を以下の如くに検討している。

「再版」の発生に与つての、穀物輸出の決定的意義を認めた歴史家の多数は、その実現のためには副次的条件も必要であると考へた。つまり、階級としての貴族が国家において支配的な役割を果し、そのため貴族階級がたえず農民にたいする庄迫を強化し、かれらにますます苛酷な賦役とますます苛酷な形態の農奴制的隷属を押しつけることができたことである。しかし、「再版」の発生の問題のこうした解決は究極的なものとは考えられない。というのは、それはエルベ以东の諸国における貴族階級のこうした高い地位の原因についての問題呼び起すからである。スカスキンは、この問題を中央集権的王権が弱かつたことのせいにするブルジョア史家の見解を批判して、貴族階級の強大な地位の説明を階級勢力の相互関係に求めるツイエンタラの見解を支持している。ツイエンタラは、エルベ以东の貴族階級の優越は法律的、国家的制度の結果ではなくて、他の社会諸階級の弱さ、なかならず都市と市民の極端な弱さの結果であることを強調している。

しかしそれにもまして、封建社会の基本的な被支配階級である農民の地位は大きな意義をもっていた。領主に

たいする農民の闘争は封建的構成体の存在の全期間に満ちている。しかし、この闘争は時代と場所によってちがった性格を持ち極めてことなった結果をもたらした。まず第一に封建化の初期の段階において、小農民経営の存在にとってとくに有利な条件がつくられたり、領主が弱かったりした若干の場合には、農民は封建化の過程をおくらせたり、それを弱めたり、その状態を改善するのにたびたび成功した。封建的構成体発展の第二期、都市や国内市場や商品貨幣諸関係の発展の時期には農民階級は分化する。農民の富裕な部分は、領主と闘争して封建制の圧制から逃がれようとするのみでなく、農村の共同体制度の圧迫からも脱しようとする。この農民達は、すべての生産手段ななく土地を所有権にもとずいて所持するところの、小商品生産者の独立経営をつくりだすことに努力した。かれらの目的は小ブルジョア経済であり、封建制度にたいするその闘争においてはかれらは容易にブルジョアジーと結合する。その闘争は、市民がかれらを支持する度合が大きければ大きい程ますます好結果をうるのは当然である。他方では、市民が惨めな生活をおくったエルベ以东の諸国での農民階級のこの部分の闘争が小さな効果しかもたなかったことがここから理解される。封建制にたいして闘争する他の農民階級と結合して、農民の貧困な部分もその特殊な目的を追求した。小農民経営にその生存を保証する共同体制度（たとえば、三圃式における共同地の存在）の廃棄ではなくて維持強化が貧しい農民の目的であった。領主は農民階級の反封建闘争の弱化的ために農民階級のこの分裂を利用した。

同様に、中部ヨーロッパおよび東ヨーロッパにおける都市の特殊な状態と、農民階級の領主との闘争における市民の行動に注意を向ける必要がある。すべての市民がこの闘争における農民の同盟者であったわけではない。一部は都市の税金からの収入で生活し、一部はぜい沢を目的とする大商業からの収入で生活したところの、それ

ゆえに封建社会の上層に奉仕した都市貴族は、領主と一緒になつた。中小商人階級や職人の大部分について云えば、かれらは中世一般に典型的な都市による農村の搾取に参加したとはいへ、それにもかかわらず農民階級にたいする領主の政策には断固として反対した。このグループは国内市場の拡大、大量の商品の生産および国内でのその流通に利益を感じた。生れつつあつたブルジョアジーの代表者もかれらに属した。都市の手工業生産物の買手である農民の圧迫と隷属化は、市場にたいする供給の減少と中小商人や職人の貧困化と破産、ならびに都市の漸次的衰退に導いた。これは東ドイツやその他の諸国の都市、とくにポーランドにとつて特徴的な現象である。農民の土地緊縛とかれらの都市移住の禁止は労働者不足と労働力の価格騰貴に導いた。都市がより強力であつたところではどこでも労働力のために貴族階級と長期の頑強な闘争を行つた。同様にこの時代の凶作と飢餓の大きな意義を過少評価すべきではない。貴族の輸出は地方都市市場向けに定められた穀物量を著しく減少させた。そのため、しばしば豊作の年にさえもこれらの都市は食糧品の高価に苦しんだ。凶作の年にも貴族は穀物を輸出しようとした結果、国内では飢餓と流行病が始まつた。この事情は、都市の平民大衆を反封建闘争において農民の確実な同盟者にした。以上が、農民とその領主との闘争にたいする都市住民各層の立場であつた。しかし、様々の都市におけるこれらの層の組合せは決して同じではなかつた。仲継貿易は著しく繁栄したが、手工業を主として近郊都市に期待した旧型の都市では反封建的気分は比較的弱かつた。とくに都市の富裕な部分が、貴族階級による穀物輸出と外国からのぜい沢品の輸入の仲介活動から著しい収入を得た場合にはそうであつた。他方、たとえば貴族階級が都市を仲継貿易、輸出、輸入からしめ出そうとした場合には、同じ都市が時として貴族階級に鋭く反対した。しかし、こうした都市の反抗は矛盾していて弱かつた。ところで、エルベ以東の諸国における手

工業都市の意義は一般に大きくなく、農民の反封建的反抗は都市と市民の下に援助を見出さなかった。

最後にスカスキンは、カローによって提起された賦役農場制度と貴族階級の社会的・政治的強化の相互依存関係の問題を提起し、東部の貴族階級は賦役農場制度に基づく自己経営に移行する余程前に、現物地代形態で受取られた農産物の販売によって富んでいたものと仮定している。そしてアウビン(G. Aubin)やユルゲンス(Ad. Jurgens)のあげている一三世紀以来の穀物貿易の例を述べながらも、これらは個別的な資料にすぎず東ヨーロッパにおける貴族階級の政治的な強さの経済的基礎に関する問題はさらに独自の研究にまつべきものとしている。

四、むすび

以上に紹介したスカスキンの見解は、「再版農奴制」をヨーロッパの二つの主要な農業制度の一つとして理解し、一六世紀におけるその発生を、「資本主義的に発展しつつある西ヨーロッパのために原料を供給する植民地的辺境への東ヨーロッパの転化」の中に見ている。しかしこの制度が西ヨーロッパ市場への穀物輸出を前提しているからといって、それは資本主義的制度では決してない。それは賦役制度を基礎としているという意味で生産関係は封建的なものである。したがって、こうした賦役制度をもたらしただころの一八世紀中期までの「農民追放」は資本の本源の蓄積過程を意味しない。ただ、それは西ヨーロッパの資本主義的胎動とそこへの穀物輸出を前提するという意味で、単なる封建制への復帰ではなくて、エンゲルスのいうように、正に「再版」なのである。こうした点でスカスキンの見解は正當なものである。ただ、「再版農奴制」下の農民層の分解と領主経営の発展との関係、すなわち、スカスキンの見解がまさに封建社会の基本的傾向としてとらえた農民経営の発展傾向が、「再版

農奴制」下で如何なる変化を蒙り、またプロシヤ型の資本主義化において如何なる役割を果すのかといった問題についてかれの意見が聞けないのが残念である。

つぎに「再版農奴制」の発生の問題については、かれは従来の諸説を詳細に検討して、結局穀物貿易と価格革命といった経済的要因（つまり、西ヨーロッパにおける資本主義の発展）を重視するのであるが、しかしこれは前提としてであつて、後進国がこうした外国資本主義に対応する場合、その対応の形態を決定する後進国内部の階級的勢力関係、つまり、封建社会の基本的階級である領主と農民、さらに抬頭しつつある都市ブルジョアジーとの階級的相互関係や農民と都市ブルジョアジー内部の階層分化の問題に照明をあたえている。この意味において、かれの見解は「再版農奴制」発生の問題を取扱うについての正しい方向を示すものといふことができる。そのほか国内市場と外国市場の「再版農奴化」に及ぼす影響の問題（ロシアと、東ドイツ、ポーランド等との相違）、スラヴ人起源説にたいする批判等多くの示唆があたえられている。ただ、わが国で問題にされているような封建的危機と再版農奴制との関係、この危機をもたらした一つの要因としての農民経済の小ブルジョア化とその都市市場との結びつきの問題、さらに農民の小ブルジョア化の成熟度の問題等が、残された重要な問題として指摘しうるであらう。しかし、今後の最も重要な問題は、穀物貿易の具体的存在形態や領主・農民・都市ブルジョアジー等の階級的相互関係、したがつてまたその経済的基礎構造の具体的、実証的分析である。それによつてのみ、理論のそれ以上の精密化と「再版農奴制」の発生・発展における各国の相違も明らかにすることができるのである。ソ同盟や人民民主主義諸国における実証的成果が期待される所以である。（一九五九・五・一七）